

町田市環境審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)6月4日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市環境審議会条例の一部を改正する条例

町田市環境審議会条例（平成12年12月町田市条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>所掌事務</u>)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について<u>調査審議</u>し、答申する。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>2 審議会は、前項各号に<u>掲げる事項を調査審議</u>する場合において、必要があると認めるときは、環境に関する情報その他必要な<u>情報の提供</u>を市長その他関係機関に求めることができる。</p> <p>3 審議会は、環境の保全、回復及び創造に関し、必要があると<u>認める</u>ときは、市長に意見を述べることができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>15人</u>以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>学識経験を有する者</u> <u>5人</u>以内</p> <p>(2) 町田市民 <u>5人</u>以内</p> <p>(3) 事業者 <u>5人</u>以内</p> <p>2 略</p> <p>(臨時委員)</p> <p>第4条 市長は、特別又は専門の事項を<u>調査審議</u>するために必要があると<u>認める</u>ときは、審議会に臨時委員を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会長に<u>事故がある</u>ときは、会長があらかじめ指名する委員が、<u>その職務を代理</u>する。</p>	<p>(<u>所掌事項</u>)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について<u>調査、審議</u>し、答申する。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>2 審議会は、前項各号に<u>規定する事項を調査し、審議</u>する場合において、必要があると<u>認めた</u>ときは、環境に関する情報その他必要な<u>資料の提出</u>を市長その他関係機関に求めることができる。</p> <p>3 審議会は、環境の保全、回復及び創造に関し、必要があると<u>認めた</u>ときは、市長に意見を述べることができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>15名</u>以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>学識経験者</u> <u>5名</u>以内</p> <p>(2) 町田市民 <u>5名</u>以内</p> <p>(3) 事業者 <u>5名</u>以内</p> <p>2 略</p> <p>(臨時委員)</p> <p>第4条 市長は、特別又は専門の事項を<u>調査し、審議</u>するために必要があると<u>認めた</u>ときは、審議会に臨時委員を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会長に<u>事故ある</u>ときは、会長があらかじめ指名する委員が<u>その職務を代理</u>する。</p>

<p>(委任) 第6条 略</p>	<p><u>(会議)</u> 第6条 審議会は、会長が招集する。 2 <u>審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</u> 3 <u>審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u> (委任) 第7条 略</p>
-----------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。